

No. 205

2022 年 10 月 19 日

全国学者・研究者 後援会ニュース

◆ 発行：全国学者・研究者日本共産党後援会

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-29-12 北参道ダイヤモンドバレス 205 号

FAX 03-5474-8397 gakkenkai@jcp.jp

日本共産党創立 100 周年記念講演を聴いて

——学者・研究者との交流への期待——

神戸女学院大学名誉教授／全国学者・研究者後援会世話人

石川 康宏

手元に全文が掲載された「しんぶん赤旗」があったので、再生速度をややアップして（失礼）、志位さんの党創立 100 周年記念の講演を聴きました。後日、30 分程度のものでしたが、講演の内容について近い学者仲間と意見をかわす機会ももちました。

講演タイトルは「日本共産党 100 年の歴史と綱領を語る」というもので、100 年を貫くとされる「3 つの特質」にそった構成——「1. どんな困難のもとでも国民を裏切らず、社会進歩の大義を貫く不屈性」「2. 科学的社会主義を土台にした自己改革の努力」「3. 国民との共同——統一戦線で政治を変えろ」という姿勢を貫く」となっています。

このニュースをお読みのみなさんは、多くの方が講演をすでに聴かれ、あるいは読まれているでしょうから、以下では私の個人的体験に引きつけた感想を中心に述べてみます。

●専制政治とたたかった勇気ある行動

第 1 の特質は「戦前一天皇絶対の専制政治の変革に正面から挑む」「戦後—アメリカの対日支配の打破を戦略的課題にする」の 2 つの項目にま

められています。

天皇主権の廃止、男女平等の普通選挙制、8 時間労働制などなど、戦前に共産党がかかげた多くの根本的な要求がいわゆる戦後改革をつうじて現実のものとなった歴史があります。それは 1922 年に生まれたばかりの共産党が、未成熟ゆえの誤りもおかす一方で、「科学の立場で社会発展の先々の展望を明らかにする先駆性」をすでに発揮していた事実を確証させるものでした。

ここで志位さんはその時代を象徴した個人として、弾圧によって牢獄につながれ、あるいは獄外にあっても厳しい監視にさらされながら社会発展の展望を失うことなく「愧じざる生活」を貫いた宮本顕治・百合子夫妻の姿を紹介しています。野呂栄太郎らの幹部党员、また伊藤千代子ら 4 人の女性党员の不屈の活動にもふれています。

くわえて最大時 7000 部の「赤旗」がまわし読みされたといいますから、他にも多くの党员、支援者、同伴者がいたわけで、それら一人ひとりの勇気ある行動が、歴史の現在につらなっている事実、あらためて襟を正させられる思いがしました。

戦後の活動についてはアメリカによる支配との闘いとして、沖縄人民党とそのリーダーだった瀬長

亀次郎に焦点が当てられています。私はこの3月末で長く勤めた神戸女学院大学を定年退職しましたが、「戦争と平和」という授業で沖縄を訪れた際には、沖縄戦の戦跡、辺野古の基地建設反対運動の現場、嘉手納の米軍基地等とともに瀬長さんの闘いを記録する「不屈館」も学生たちと一緒に見学しました。

これを学習のコースに加えたのは同僚教員でした。「人民が声をそろえて叫んだならば」と人々に呼びかけた瀬長さんの言葉は、戦争法をきっかけに初めて政治問題に目を向けたというこの若い教員をも引き寄せる生きた力をもっていたわけです。

● 学者・研究者との交流をさらに深めて

第2の特質について、志位さんは「50年問題」の克服と中ソの覇権主義との全党的な闘いをつうじて自主独立の路線が形成され鍛え上げられたこと、またその自主独立の精神の上にこそ可能だった「マルクス・レーニン主義」の国際的「定説」を乗り越える理論活動の成果を語っています。

私が大学に入学してはじめて日本共産党にふれたのは1975年のことでしたが、宮本顕治氏のインタビュー「自主独立の10年」――まだわずかに10年――などで各国共産党の国際会議でソ連をはじめ世界のどの党にも堂々と自説を主張し、ソ連や中国からの暴力的な介入を跳ね返したという日本共産党の姿や、発達した資本主義国の革命の道を新しい「模索と実践の分野」だと断じた構えに感動し、興奮させられたことを覚えています。そうした若々しい勢いは、後に私が研究者を目指す動機をつくる大きな土台ともなったのです。

ここで理論活動の成果にあげられている「党綱領の世界論」や「アメリカ帝国主義」論は、ロシアによるウクライナ侵略をどう評価するかという今日的な論点とのかかわりでも、生きた力を発揮しています。同時に、中国やインドなど国際政治の新しい大型プレイヤーの役割も組み入れた世界構造論の

リアルな発展は、いまこの瞬間にも強く求められるものとなっているでしょう。

創造的な理論活動の展開にかかわって、あえて要望も述べておけば、私たち学者・研究者後援会(学研会)のメンバーをふくめ、多くの学者・研究者に政党の立場からの各種研究への期待を示し、それに対応した諸研究から自主的に理論の吸収を行なうといった、政党と学者の双方向での交流を深めることはできないものでしょうか。

先日たまたま手にしたなつかしい季刊『科学と思想』(新日本出版社)の内容の豊かさと多面性に、あらためてその思いを強くしました。「市民と野党の共闘」を鍛えることが政治の長期の課題とならずにおれないこの時代だからこそ、必ずしも意見が一致するばかりでない闊達な議論を身近に伴いながら、政党として独自の理論活動を発展させていく。そういう道を切り拓くことが必要ではないかと思うのです。

● いまほど共産党を語りやすい時期はない

第3の特質について、志位さんは1960年代以降の「政治闘争の弁証法」を、日本共産党を他の野党から、また多くの国民から切り離そうとする支配層のたくらみとの闘いを軸に語っています。

70年代末までの共産党の躍進の時代と反動攻勢の開始、そして「社公合意」による革新統一戦線の破壊とこれに対応した全国革新懇の新たな結成は、私の学生時代のことでした。これ以後の共産党をのぞく「オール与党体制」をようやく抜け出せるかにみえた90年代後半の躍進の時期には、選挙直後に「一票入れておいたから」と同僚教員から大学内ですれちがいざまに声をかけられたこともありました。

さらに、その後につづいた「自民か民主か」という財界による二大政党制づくりとの闘いには、私もようやく学者として加わることができたという実感をもったものでした。民主党政権ができる時期に

は、先の同僚に「いまは民主党だ」「共産党では無理だ」と言われたこともありました。そうした苦しい状況は2015年の戦争法との闘いのなかで大きく転換していきます。

個人の尊厳を守る政治を高くかかげた市民運動は、あらゆる政党とそれを支持する人々の尊厳を等しく守らざるをえず、また共産党の長いいわば下積み之苦労にも敬意が払われるようになり、あわせて共産党自身が進んで「市民と野党の共闘」に正面から取り組む決断をしたことも、政治の局面を変える大きな役割を果たすものとなりました。

こうした70年代からの40年以上の政治を振り返って、私も学研会のある会議で「いまほど共産党を語りやすい時代はない」と実感をこめて発言したことがあります。それはこの100年の連綿とつづく多くの人々の努力が切り拓いた到達点でもあったのです。

講演の最後に志位さんは、今日も継続するアベ政治の暴走が国民との矛盾を蓄積し、その支配を実はもろく弱いものにしていくとして、政治の現瞬間を大局的には新しい政治の「夜明け前」と位置づけています。しかし、もちろん夜明けは人々の努力なしには実現されません。そこで、そのためには「強く大きな党」が必要で、今日の時代にはそうした党づくりを可能とする様々な条件があることを強調しています。これは私たち学研会にとっても、気持ちを新たに力を注ぐべき重要課題となるものです。

●次には憲法を指針とした立憲政治の具体像を

最後に、学者仲間との議論を少し紹介しておけば、そこでは「すばらしい講演」との評価の一方で、「若い世代に、日本共産党とあまり接点のない人にこういう話はどう響くか」という素朴な疑問も出されました。「共産党を語ろうとすれば歴史や実績の紹介が不可欠」「政党の何を信頼するかといえば歴史だ」という声の一方で、「いま目の前の現実をどう変えるかを示さねば」「若い世代には未来をどう

展望するかが大切」という意見もつづき、この感想の交換は時間切れとなったのでした。

すでに世の中には「日本共産党の100年」に類するタイトルの本がいくつも出版されており、そこには「市民と野党の共闘」の再構築が目指される現在の政治状況下で、公安情報にもとづいて共産党を「暴力革命の党」と描き、国民や他の野党からの孤立をあらためてはかろうとする政治的意図のみに導かれた――あえていえば時に選挙中に配られる謀略ビラを本の形にただけのような――ものも含まれます。したがってそれらが大きな影響力をもつことのないよう、事実と道理にもとづいてこれへの回答を冷静に示すことは、社会発展の現瞬間に欠かすことのできない重要な仕事となっています。今回の講演は、その大きな役割を担うものとなりました。

そのうえで、ぜひ次の機会に挑戦してほしいのは、アベ政治にかわる共産党の当面の政治改革案、日本国憲法を改革の指針とした立憲政治の具体像を、若い世代に希望の光を届ける近未来のビジョンとして簡潔に打ち出していくということです。それは日本共産党が「強く大きな党」になることへの多くの若い世代自身の願いを強めるものとなるでしょう。

激務のなかで、この講演にむけ大変な準備をされた志位さんの努力に敬意を表します。

* * * * *



https://www.jcp.or.jp/web_jcp/2022/09/100.html

* 党創立100周年記念講演会は、党公式HPからご視聴いただけます。



大学設置基準改正の強行と大学自治の破壊

日本私大教連・政策委員会副責任者／明治大学名誉教授 野中 郁江

10月1日より改正大学設置基準（省令）が施行された。大学設置基準は、学校教育法に基づいて、大学設置に必要な最低の基準を定める文部科学省令である。今回の改正は、質保証のための規制枠組みとして議論され、コロナ下でのオンライン授業拡大のもとで新たに必要となった対応が加わる、という脈絡で提案されてきたはずであった。ところが出されてきたものは、2006年の教育基本法や2014年の学校教育法の大改悪の流れを、国会審議を必要としない設置基準改正によって、加速させようとするものである。

文部科学省が7月8日に公表した「大学設置基準等の一部を改正する省令案及び教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程案」についてのパブリックコメントは、200件という異例の数が寄せられた。大学設置基準は、学校教育法を根拠とする省令にすぎず、一般国民はもちろん、大学関係者にすら周知されなかったにもかかわらず、多くのパブリックコメントが寄せられたのは、憲法が定める学問の自由、これをうけて教育基本法が「自主性、自律性」と明記した大学の特質、学校教育法が定める大学のあり方について、重大な改悪がなされるという懸念が広がっているからである。

ところが文科省は、パブリックコメントのうちごく一部に対するコメントを出しただけで、諮問を受けていた中央教育審議会大学分科会は、9月7日、何の検討もなく即座に承認した。パブリックコメントの全体的なまとめと文科省のコメントが公表されたのは9月30日で、施行日の前日であった。結論ありきの段取り、手順である。以下に述べるが、これほど重大な変更を官邸と文科省は、議会での検討

も経ず、周知も怠り、行政手続きであるパブリックコメントを適当にあしらい、変更することもなく、強引に進めたのである。

このような異例の手続きで改正された設置基準は、憲法、教育基本法、学校教育法が定める大学のあり方に反する大改正となっている。特に重大な点は3つある。

第1は、「教員組織」「事務組織」の規定を廃止して、「教育研究実施組織」に改変することが教授会自治の形骸化を促進しかねないことである。第2は、「専任教員」規定を廃止して「基幹教員」に代えることにより、設置基準の水準が下げられ、教員身分が不安定なものとなり、質保証に逆行する点である。第3は、大幅な規制緩和を可能にする恣意的な「先導的な取組」についての特例制度の導入である。

1. 大学教員による自治をあからさまに否定する「教育研究実施組織」

「教員組織」「事務組織」の規定が廃止された。そして教員組織の規定を教員と職員から構成される「教育研究実施組織」にそのまま差し替えたのである（下記の下線部）。教員組織とは、明記されていないものの、学校教育法が定めている教授会がその主たる機関である。改正設置基準は、教授会を無視して、職員が参加する機関の設置を求めているのである。文科省は、こうした危惧に対して、パブリックコメントに対する回答で、「あらたに教育研究実施組織を設置する必要はない」と回答しているが、とても信用できるものではない。虚偽答弁を繰り返している政権の常とう手段である。

第3章 教員組織

第7条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。



第3章 教育研究実施組織等

第7条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

2014年の学校教育法改悪により、教授会は「重要事項を審議する機関」ではなくなり、法律上は諮問機関である。あわせて出された施行通知は教授会に代わる「機能別教授会」を容認している。これを受けて、教授会を開かない大学、職員が学部執行部に入っている大学、代議員制の教授会など、さまざまな形骸化が進行している。設置基準改正によって、教員と職員が「対等に参加する」協働組織が設置基準上は、むしろ正当なものとなるのである。教授会形骸化、自治破壊が、劇的に進行することが危惧される。

2. 教員身分の不安定化を促進し、質保証に逆行する「基幹教員」制度

第2の重大な改正点は、「専任教員」規定を廃止して、「基幹教員」に代える改正である。廃止された専任教員規定は、以下の条文であった。

(専任教員)

第12条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 (略)

改正された設置基準は基幹教員を規定する条項を設けることなく、第8条(授業科目の担当)の条

文中に「基幹教員」を定義した。定義にあたる部分は以下である。

教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員(助手を除く。)であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの(専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。)又は一年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。

基幹教員は、「教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員」を前提としているが、要件は条文において示されていない。この要件に加えて「当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの(専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。)」と「一年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するもの」が基幹教員となる。文科省の説明によれば、大学は「専ら当該大学の教育研究に従事するもの」(以下、「従来の専任教員」とそうでない基幹教員とを区別して氏名を公表することになるという。

このような基幹教員制度のねらいは、学部ごとに必要とされる教員数を、専任教員数ではなく基幹教員数に変更することによって(下記の下線部)、従来の専任教員数を減らすことを可能とする点にある。

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数

(表は略)

一 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする。

二 (略)



別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員数

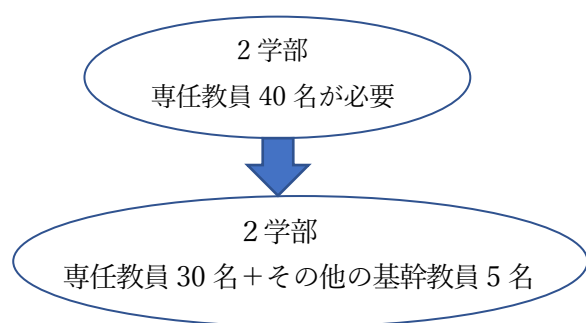
(表は略)

一 この表に定める基幹教員数の半数以上は原則として教授とすることとし、四分の三以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員とする。

二 この表に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一大学ごとに一の学部についてのみ算入するも

のとする。ただし、複数の学部（他の大学若しくは専門職大学に置かれる学部又は短期大学に置かれる学科を含む。）において、それぞれ一年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学部について当該基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる。

この結果、例えば2学部から成る大学で、上記「別表第一」に基づく専任教員数が、1学部20名ずつ、合計40名必要であった場合、従来の専任教員は1学部15名ずつで良いことになる。また従来の専任教員以外の基幹教員は、複数の学部を兼務することができるので5名ですむことになる。つまり従来は40名の専任教員が必要であったところ、従来の専任教員を30名に減らすことが可能となり、それ以外の基幹教員を加えても合計35名に減らすことが可能となるのである。



従来の専任教員以外の基幹教員は、他の大学、一般企業、団体との兼務が可能な教員でもある。財界、文科省が推奨しているクロスアポイントメントと呼ばれる教員多様化の形態である。大学から身分の安定した教員を排除することによって、「学術の中心」とされる大学の教育、研究機能が低下することになり、若手研究者の専任ポストは減るのである。

3. 恣意的な「先導的な取組」を行う「特例制度」導入で、大幅規制緩和が可能に

改正によって導入される「特例制度」とは、一定の要件を満たす大学が、教育課程の改善に関する実証的な成果を創出する「先導的な取組」を行うため

特に必要があると認定された場合、大学設置基準の規制を免除するというものである。

「先導的な取組」は、全く定義されておらず、今後、たとえば軍事研究を行う大学、デジタルトランスフォーメーション（DX）を進める大学など、いわゆる国策大学には、設置基準の示す規制は及ばずともよい、という運用になりかねない。学校教育法に定められている大学設置基準の自己否定である。

*

これだけの重大改正が、ほとんど目にふれることなく行われた。大学の自治は、日本国憲法だけでなく、1997年にユネスコ総会で採択された『高等教育の教育職員の地位に関する勧告』が、「自治は、学問の自由が機関という形態をとったものであり、高等教育の教育職員と教育機関に委ねられた機能を適切に遂行することを保障するための必須条件である」

（注）としているように、グローバルスタンダードである。大学の自治が保障されることで、大学は大学となることができる。この勧告の採択には日本政府も賛成しており、加盟国の政府として「高等教育機関の自治にたいするいかなる筋からの脅威であろうとも高等教育機関を保護するべき義務がある」のである。

なお今回の大学設置基準改正について、公大連、全大教、日本私大教連の3つの全国組織は、拙速に施行しないよう文科省に共同で申し入れ、記者会見を行っている。設置基準改正などの大学自治の侵害に反対し、自治を回復させる取り組みが、多くの大学関係者、学問に携わる人々をはじめ、広く国民から注目され、支援されることを願っている。

なお、文責は野中個人にある。

（注）東京高等教育研究所、日本科学者会議編『大学改革論の国際的展開 ユネスコ高等教育勧告宣言集』、青木書店、2002年。



学振 DC があるからといって……

—— 大学院生が抱える不安と不満

京都の院生・若手研究者有志の会 柴山 元

❀ 悲壮感に満ちた研究生活

「不安すぎて、将来のことは考えないようにしている。悲壮感しかない」。

これは、ある大学院生（以下、院生）が筆者に語ったことばである。いま、日本の院生や若手研究者の多くが、経済的不安のなかで研究を行うことを強いられている。日本の研究環境の悪さが指摘されて久しいが、メディアでは院生の待遇の悪さが取り上げられることはほとんどない。院生は学生だからある程度安定した生活を送っている、とされているのかもしれない。だが実際には、院生の多くが経済的に困窮し、さまざまな不安や不満を抱えながら生きている。

本稿では、筆者が実施した小規模なアンケート調査をもとに、院生が直面する悩みや不安を紹介する。特に、日本学術振興会特別研究員制度（以下、学振 DC）の待遇にまつわる問題を取り上げる。アンケートの対象者は 42 人（うち現役院生 37 名）で、意見は自由回答方式で集めた。

❀ 書類に追われる日々

「院生が困っているとはいっても、学振 DC があるじゃないか」と思われる方もあるかもしれない。たしかに、学振 DC に採用されれば、月額 20 万円の研究奨励費（実質的な給与）と年額最大 150 万円の研究費が支給される。だが、学費が無料で給料も支払われる海外の博士課程の待遇と比較すれば、この待遇は決して良いものとはいえない。

また、学振 DC に採用されて最低限の収入源を確保できたとしても、今度は研究費関連のペーパーワ

ークに時間を取られるようになり、実際には研究時間の確保は難しい。アンケート回答者たちも、「会計処理関係の書類が多すぎる。研究をさせないために書類を増やしているのではないか、と思うくらい書類が多い」、「学振をもらっていてすら、全身全霊で研究に打ち込める状況とは言い難い」と、強い不満の意を漏らしている。

❀ 福利厚生が悪さと学費負担

アンケートでは、支給額が少ないという指摘も目立った。月額 20 万円という額は、修士卒の初任給と比べても低いうえに、30 年以上前から一度も増額されていない。この間の物価上昇・学費上昇を考えると、20 万円という額が十分な額だとは言い難い。また、学振 DC 採用者は社会保険に入ることができないため、国民健康保険に個人で加入する必要がある。さらに、所得税や住民税が引かれ、年金も支払わなければならない。これに加えて、生活費と奨学金の返済がのしかかる。

そして忘れてはならないのが、学費という大きな支出だ。学振 DC 採用者であっても、院生である以上は学費を払う必要がある。学費の減免制度が設けられている大学もあるが、減免の基準は大学ごとに異なる。ある回答者は、学振 DC に採用されたら十分な収入があると判断されて、全額免除が通らなくなったという。また、私立大学にはそもそも学費減免制度が存在しないところもある。そのため、同じ学振 DC 採用者であっても、在籍する大学によって実際の可処分所得は大きく異なってくる。

3年という壁

また、2年ないし3年という学振DCの支援期間にも問題がある。この支援期間は、博士課程の標準修業年限が3年であることに由来すると思われる。だが、一部理系とは異なり、人文系やフィールドワーク系の研究では、3年で修了する例はほぼない。文化人類学を専攻する回答者は、こう声を荒げた。

「博論を書き上げるまでにフィールドワークも含めて5〜6年はかかる。学振DCのような金銭的支援が最長3年しかないのはおかしい。自然科学基準の視点は本当にいい加減にしてほしい」。

本来、専門分野ごとに研究遂行にかかる期間は大きく異なる。しかし、支給期間が定められているために、これに合わせて研究を計画・遂行することになる。結果として、各人のポテンシャルを活かした研究を行うことが難しくなっている。

では、学振DC採用期間の終了後は、どうするのだろうか。ある若手研究者は自身の経験を振り返ってこう語る。

「文系の場合、3年間で博士号を取るのは難しく、学振DCが切れて、学振PDを獲得するまでの間に安定的な収入がなく、大変だった」。

さらに特筆すべきは、博士課程4年目以降の支援制度の少なさだ。新たな収入源を求めて奨学金や生活費を賄える支援制度に応募しようにも、「標準」修業年限を超えると応募できない場合も少なくない。結果として、修了まで貯金を切り崩して生活するしかなくなる。先述した支出に加えて、4年目以降の生活を考えて貯金するとなると、月額20万円はまったく十分な額ではない。

学振DCという曖昧なステイタス

ところが、一般に学振DCの待遇が悪く語られることは少ない。むしろ、「高待遇」の学生支援として語られることが多い。しかし、よく考えてみたい。そもそも博士課程の院生を、学部生と一緒に「学生」と括るのは、実態から大きくかけ離れた

見方ではなかろうか。授業を受けてサークル活動に打ち込む学部生と、研究をしてその成果を報告する院生とでは、生活サイクルが大きく異なる。院生は、学部生とは異なって研究を生業とする「社会人」だと認められているから、20万円が支給されているのではないか。「社会人」だとすれば、その待遇は決して良いものとは言えない。

だが、学振DC採用者と日本学術振興会とは雇用関係にないため、不満があったとしても、待遇を改善することは容易ではない。収入を得て研究しているという点で、学振DCの問題は学部生の抱える学生問題とは質が異なるが、雇用関係がないとされてしまうために、労働問題的なアプローチから問題解決を模索することも難しい。

院生の声を集めよう

「本当は研究を続けたいのに、大学院を辞めていった人を何人も見てきた」。

アンケートにはこのような声が数多く寄せられた。院生に現在のような待遇を強いては、今後の研究界は明るくなりようがない。日本で活躍する研究者を増やしたいのであれば、今回取り上げた学振DCの待遇問題の解決はもちろんのこと、学振DCに採用されなかった院生の生活問題や、そうした経済的支援制度がほぼない修士課程の院生の生活問題、そしてポストク・非常勤の待遇問題などにも取り組んでいく必要がある。学部を卒業してから研究者として安定した職に就くまでの期間を全面的に支援する公的な制度の確立が必要であろう。

そこで、筆者と仲間たちは「京都の院生・若手研究者有志の会」を立ち上げ、院生と若手研究者の待遇を向上させるべく声を上げることにした。今後は、全国の院生を対象に、院生生活や待遇に関するアンケート調査を実施する予定である。「高待遇」とされる学振DCですらこの状況なのだ。学振DCの支援を受けていない人の意見も集めて、院生の不安の声を社会に届けていきたい。

 連絡先 insei.wakate.kyoto@gmail.com

【北海道】安倍晋三元首相「国葬」の閣議決定に抗議し、 中止を求める取り組みについて

北海道の大学・高専関係者有志アピールの会共同代表 **山口 博教**（北星学園大学名誉教授）

北海道の大学・高専関係者有志アピールの会（注）は、2014年8月27日に集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に反対する目的で発足しました。安全保障関連法（戦争法）の廃止、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回、大学における軍事研究・軍学共同反対、学術研究体制をゆがめる軍拡路線、9条・改憲反対、日本学術会議新規会員の任命拒否に抗議し即時任命を求める運動などを継続中です。また、北海道内の「大学ガバナンス」の諸問題についても取り組んでいます。今年はウクライナへのロシア軍の侵略に対する抗議活動とさらに、安倍晋三元首相「国葬」問題が加わりました。

アピールの会の基本的活動

会の基本的活動は以下の通りです。

①ほぼ毎月1回、定期的に行われる共同代表・事務局会議（冒頭45分間は学習会）、②課題別アピール（声明文）作成と関係機関への配布、③道政記者クラブでの記者会見、④「大学・社会を考える講演会」の連続開催、⑤ロシアによるウクライナへの軍事侵略に抗議し、即時撤退などを訴え、北海道アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会、北海道合唱団等他団体との合同街頭宣伝・スタンディング・リレースピーチ（今年4月から毎月11日夕、JR札幌駅北口広場、「しんぶん赤旗」（全国紙面）、「北海道新聞」、「朝日新聞」が報道）。

「国葬」中止を求める取り組み

「国葬」問題では、8月11日の共同代表・姉崎洋一北海道大学名誉教授（教育学）による学習会か

ら活動が始まりました。「声明文」の起草は毎回共同代表が交代で行いますが、今回は私が担当となりました。文案はメールと対面討議で何度も修正・校正をくり返し、我々が反対する理由を簡潔にまとめました。法的根拠がないこと、特に、カルト集団である旧統一協会（マスコミでは統一教会）と自民党との関係が重要であること、また国民の多数の支持を得ていないことなどを強調しました。

「安倍晋三元首相『国葬』の閣議決定に抗議し、中止を求める声明」（2022年9月21日付）を当日13時から北海道大学事務局で会の共同代表数人が北海道大学長あて、代理者に手渡し、弔意強要と弔旗掲揚をしないよう要請。同日、内閣総理大臣、文部科学大臣、道内の6国立大学長あてに「声明」を郵送しました。14時から道政記者クラブにて記者会見を行い、「声明」の趣旨を説明、質疑を行いました。「しんぶん赤旗」、「毎日新聞」など全国紙3社、「北海道新聞」「苫小牧民報」など道内紙3社の新聞記者が取材。翌日、「しんぶん赤旗」が全国紙面で、道内2紙がそれぞれ、大きく報じました。

「国葬」前日の26日（月）夜、札幌市内で「第5回大学・社会を考える講演会」（対面+zoom）を開催しました。講師（オンライン）は中嶋哲彦氏（名古屋大学名誉教授・愛知工業大学教授・日本教育政策学会会長、教育行政学）、講演題名は「憲法を学ぶこと、実践すること―国葬（儀）実施は、それだけで、弔意の強制でしょ！―」でした。弔旗掲揚の問題点、日本国憲法の制定過程、学生に対する憲法教育の方法などについて興味深く話されていました。質疑を通じて、教育委員会が弔意を押し付けるのに反対するだけでなく、自治体や教育委員会の議題とさせないことが重要との指摘がありました。SNSなどを通じ

て、北海道大学の学生4人、「北海道新聞」告知記事をご覧になった市民、弁護士、大学、教育関係者ら参加者は40人弱。「しんぶん赤旗」が取材し、「北海道・東北のページ」（10月1日（土）付）で報じました。

次回「第6回大学・社会を考える講演会」は、櫻井義秀・北海道大学大学院文学研究院教授（宗教社会学）をお招きして、「統一教会問題から考える日本の宗教と政治」（講師からの仮題）と題して、12月3日（土）13時30分から札幌市教育文化会館で開催します。

（注）

「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に反対する一戦をさせない、若者を再び戦場に送らないためにー北海道の大学・高専関係者有志アピール運動をすすめる会」の略称。教職員（OB・OG含め）、院生、学生、生協職員などの大学関係者、市民ら20数人で事務局を構成。共同代表（7人）は唐渡興宣、姉崎洋一、荒木肇、加藤幾芳の各北海道大学名誉教授、大屋定晴北海学園大学経済学部教授、笹谷春美北海道教育大学名誉教授、山口博教北星学園大学名誉教授。



① 「声明」を北大学長あて手交し、申し入れ
（9月21日北大事務局）



② 「声明」記者発表
（9月21日道政記者クラブ）



③ 憲法違反、安倍政治を賛美・礼賛する「国葬」に異議あり、大学・教育現場への「弔意」の押し付け反対、ロシアによるウクライナへの軍事侵略反対、即時撤退などを訴える共同街頭宣伝・スタンディング・リレースピーチ
（9月12日夕、JR札幌駅北口広場）

* お問い合わせ

北海道の大学・高専関係者有志アピールの会
事務局次長：谷井利明

携帯電話：090-9087-1707

e-mail：thunderbird.ta@gmail.com

会の Mail アドレス peace.hokkaido@gmail.com

山辺健太郎から受けた学恩

奈良女子大学名誉教授 中塚 明



◎山辺健太郎と金天海

1945 年 10 月、治安維持法の廃止と政治犯の釈放によって、日本共産党の幹部や党員が、長期間閉じ込められていた監獄からあいついで出獄しました。東京府中の拘置所から出獄したなかに山辺健太郎（1905～77）と金天海（1898～1971）もいました

（金天海については樋口雄一『金天海 在日朝鮮人社会運動家の生涯』、社会評論社、2014 年、参照）。

山辺健太郎は四・一六弾圧で検挙、投獄され、1934 年釈放後も転向せず大阪で活動し、朝鮮人の交友もいたと思われますが、この太平洋戦争下の予防拘禁所での金天海との出会いで、日本の朝鮮侵略についての関心をいっそう深めました。

予防拘禁所で、金天海は"痔"の手術を受け、山辺は雑役について金天海の術後の世話をするなどして 2 人の友情が深まりました。山辺は金天海と出会ったことなどが、のちに私の朝鮮史研究の原点になっていると思います、と言っています（『社会主義運動半生記』岩波新書、1976 年、210 ページ）。

◎国会図書館憲政資料室

敗戦後の日本で大きく変わったことの一つに、国会図書館ができ、その中に憲政資料室が発足、大久保利謙さん（大久保利通の孫、歴史学者）たちの尽力で明治の政治家や軍人が私蔵していて秘匿されていた公私の記録が少なからず公開されたことがあります（大久保利謙『日本近代史学事始め』岩波新書、1996 年、参照）。山辺健太郎は、この憲政資料室を仕事場にして近代日本の勉強をしていました。

1961 年、私は敗戦後はじめての岩波講座日本歴史に「日清戦争」を書くことになり、山辺の勧め

で、この憲政資料室で公開されたばかりの「陸奥宗光関係文書」に出会いました。陸奥宗光は第二次伊藤博文内閣の外務大臣として日清戦争の外交を指導、そして日清戦争終結の翌年、1896 年（明治 29 年）には、その外交指導の顛末を書いた『蹇蹇録』を外務省で印刷しました。明治から現在まで、日本の外務大臣で、自分がもっぱらそのことにあたった事件の直後に、その顛末を書物にしたのは、この『蹇蹇録』だけです。

◎『蹇蹇録』と山辺健太郎

陸奥宗光の孫である陸奥陽之助さんは、母親がイギリス人でしたから容貌はイギリス人そのもの。彼は祖父の遺した文書類の重要性を理解していて、東京のある大銀行のトランクルームに預けて、戦火からまもりました。諷刺その陸奥宗光の関係文書が、国会図書館に譲渡され、1960 年代にはいつ、憲政資料室で公開されたのです。

その陸奥宗光関係文書には、当然のことですが『蹇蹇録』に関わる史料がたくさんありました。なかでも注目されたのは版を異にする 2 つの『蹇蹇録』があったことです。

ひとつは、先ず印刷してみたという和紙に印刷したもの（第一次刊本とします）。もうひとつは洋紙に印刷され、「これは陸奥宗光自身が書いたものだ」という盟友、西園寺公望の念書を張り付けた陸奥宗光にとっての完成本です（第二次刊本）。これは 1929 年、岩波書店から刊行された『伯爵陸奥宗光遺稿』に収録され、初めて公刊されました。現在の岩波文庫本などの底本になっています。

山辺が注目したのは、前者には多数の添削があり、後者とかなり違うことでした。

山辺は、みすず書房のぼう大な現代史資料で『社会主義運動』（全7冊、1964～68年）などの編集を終え、次には『蹇蹇録』について調べたいと考えていました。

しかし、1977年、回盲部のガンで亡くなります。数え年、73歳でした。並はずれた甘いものの好きが死期を早めたのかもしれませんが。

◎岩波文庫『新訂蹇蹇録』の仕事

山辺の死後、『蹇蹇録』を読みやすくする改訂の仕事が岩波文庫の編集部から私に依頼されました。私は山辺の遺志を継いで、この機会に『蹇蹇録』の刊行経過などもできるだけ明らかにしたいと思って引き受けました。

陸奥の口述原稿、それに推敲を重ねた『蹇々餘録草稿綴』（上・下）の精査をはじめ、『蹇蹇録』の成立について調べることはいっぱいありました。

『蹇蹇録』の刊行についてのキーマンは、日清戦争当時、外務省政務局長で陸奥の忠実な秘書官であった中田敬義です。その子孫を探して残されている可能性のある『蹇蹇録』にまつわる史料を見たい、と遺族を探しましたがなかなか見つかりません。

陸奥宗光の研究で成果をあげてこられた萩原延壽さんにも相談して『週刊新潮』の「掲示板」の助けもえて、やっと1983年の春、中田敬義の孫、三人姉妹の次女、平林富子さんとお会いすることができました（当時、長野県大町市にお住まい）。

しかも、平林さんのお宅に未公表の陸奥の書簡があったのです。陸奥宗光にとっての完成本である

『蹇蹇録』第二次刊本では、「蹇蹇録緒言」を「明治二十八年除夜大磯において」書いたことになっています。しかし、実はそれは「紀元節夕」であったことを示す手紙もありました。いうまでもありませんが、ここで「紀元節」というのは「明治29年2月11日」のことです。

『蹇蹇録』の成立に関わる重要な陸奥書簡です。秘書官の中田敬義が表に出さなかった陸奥の手紙です。その手紙にはじめて出会えたのです。公表を許してくださった平林富子さんの英断に感動しました。

こうして「解説諷諭『蹇蹇録』刊行事情」もつけた岩波文庫の『新訂蹇蹇録』が1983年7月に刊行されました。しかし、私の調査はなお不完全であやまりもありました。刊行後、酒田正敏さん（明治学院大学教授、その後、早世されました）や、和歌山市立博物館の武内善信さんの既説の誤りをただす研究ができました。諷諭こうした研究も反映して、現在の岩波文庫『新訂蹇蹇録』（2010年1月15日発行の第9刷以降）の「解説諷諭『蹇蹇録』刊行事情」ができあがっています。

山辺健太郎が亡くなって45年たちました。第一次史料による研究はますます重要になっています。日本の軍部が作った近代日本の公刊戦史が、戦争の真実を伝えていないことが明らかになっているからです。

諷諭若い歴史研究者の奮起を期待します。

【2022年度全国学者・研究者後援会 拡大世話人総会のご案内】

日 程：12月3日（土）14：00～16：00（予定）

開催方法：会場（党本部会議室）＋Zoom 併用

内 容：市田忠義副委員長によるミニ講演（45分）と活動交流 など

* 詳細については、近日中に案内文書を送ります。



【お願い】 このニュースを、各大学・研究機関の後援会員や、お知り合いの学者・研究者、大学院生へお広げください。ただし、Facebook、ブログなどのネット掲載についてはお控えください。

◆ 全国学研会の活動は、みなさまからのご支援等によって支えられています。ご協力をお願いします。

郵便振替：加入者名 全国学者・研究者日本共産党後援会 口座番号 00160-1-117988